

第5章

中国の雇用制度

はじめに

労働力の商品化は資本主義経済の基本的な特質であり、それが発生するが故に失業と労働疎外が起こるというのが古典的なマルクス経済学の論断であった。社会主義国では失業と労働疎外を止揚するために、労働力は商品化されてはならない、それは政府統制に置き、売買されるのではなく、配分により、雇用が決定されるという政策がとられてきた。中国でも例外ではなかった。経済改革5年目の1984年でも、共産党はこの学説と政策を継承していた。同年10月の、党の第12期3中全会でも、労働力は銀行、鉱山、鉄道、土地などと同様、商品化してはならないと述べている⁽¹⁾。

ところがそれ以前から、実態はどんどん労働力市場が局地的に生まれてきた。そこで本稿は雇用制度がどのように変化してきたかに焦点をあて、労働力市場の現状を素描することとする。

労働力の政府による全面統制を一方の極とし、他方の極に資本主義的な職業と居住の自由が保障される個人の職業の選択権におき、この両極の間を過去40年間どのように動いてきたかを見るものである。

第1節 経済改革以前の雇用制度⁽²⁾

1. 政府統制の開始

解放当初、都市にはほぼ400万人にのぼる失業者が存在した。この上に、800万人を超える国民党の政府官吏と兵士軍人がいた。後者は全面的に新政府部門に吸収する措置がとられた。解体された軍隊の一部が僻地開墾に送られたのもこの政策にそってなされた措置である。

政府は各都市に存在する失業者を救済するために、1952年7月、政務院の「労働就業問題の決定」を行い、失業者の登録を開始した。そして国営部門のみならず、私営企業、公私合営企業、手工業者などに、雇用斡旋を行った。どの経済主体も最大限雇用者を増加させる政策がとられた。しかしこの政策はあくまで政府が求職者に職場を紹介するという域を出ず、行政命令で雇用を増大させるという方法ではなかった。基本的に労働市場を通しての雇用形態であった。

しかし、経済建設が開始されるに従って2方面から政府統制が始った。第1は、技術者や大学・高専の卒業者に対してである。各地で、地域を越えて技術者の引抜きが発生したため、技術者雇用では当該地方政府の許可制とした。また、大学・高専卒業者に対しては、政府の統一配分制が敷かれた。これ以外の一般労働者や工員の雇用は、基本的に各企業の自由な裁量にゆだねられていた。建設会社や企業が大量に雇用する場合には政府が紹介することとし、少数雇用は企業などが独自に雇用した。政府が紹介者として立ち現れた背景には旧社会の労働把頭制の存在があった。把頭とは建設、港湾、運輸など主要な産業への労働力供給を担っていた一種の親方制度で、解放直後、封建的制度として解体された。新政府の労働行政はこれに替って政府自体が労働者の紹介者となるという新しい労働力供給制度を創設することになっ

た。

企業、団体、軍隊、機関などが雇用に対し自由裁量権をもったが、いずれの単位も農村からの募集は禁止された。1952年10月、中央労働就業委員会は「農村余剰労働力問題の解決方針と方法」を出し、農村内部で解決することを呼びかけた。

政府が労働力市場へ関与するもうひとつは、人民解放軍の転職幹部および復員軍人の処理に関するものである。復員軍人については、政府は就業先の紹介を主としていたが、転職幹部に対しては、政府人事部が統一配分し、全面的に面倒をみることにした。1955年8月、國務院は「人民解放軍の現役幹部の就業指示」がそれである。

以上、政府の労働力市場に対する関与度はきわめて幅が狭く、都市では旧把頭制の解体、技術者、大卒者および人民解放軍転職幹部に対する統一配分、その他は就業紹介、農村部に対しては都市への流入阻止と農村内での自己解決であった。

このようなゆるい労働行政に変化が発生するのが1955、56年からである。1955年8月、國務院は「企業、事業体の人員増を抑制し、労働力管理を強化する指示」、56年には「企業・事業体の増員手続に関する通達」を発した。この企業・事業体はいずれも国営部門であるが、計画内の範囲の増員については企業などの独自判断で行ってよいが、それを上回る場合は当該地の政府労働機関の合意が必要であるという一項を入れた。明白に、無制限雇用から、企業などの生産性向上を重視する意図が入り始めた。

これには2つの背景がある。1つは都市戸籍者に供給する配給食糧の絶対的不足が1953年から起こっていたこと、2つめは56年の過熱による国営部門の雇用者の急増である。当年の都市労働力の増員計画が80余万人であったのが、年初から増員が激しく、年末には220万と3倍近くに達した。ここに国営部門を中心に雇用に対し、政府統制が一步進んだ。

政府の労働力計画は、1953年から大行政区主体に作成され始めた。大行政区は東北区、華南地区などを指し、1954年には撤収されるが、その後は地方

省政府に引きつがれた。中央政府では工業関係各省が作成を開始した。しかし、その内容は5カ年計画を遂行するに需給見通し程度のものと思われる。しかも、計画は国営部門に限られていただけだから、計画の対象は全労働力の7～8%にすぎなかった。

2. 労働力に対する完全統制——1958年

政府統制がほぼ完全に行きわたるのが、都市では、1956, 57年、農村では58年である。いうまでもなく、社会主義改造の完成と農民では人民公社化である。

都市では1952年に880余万人いた個人営業者が各種の合作社に組織され、1956年には16万に減少した。集団所有制経済にも雇用計画が下達されるようになったため、政府統制を可能にする道が開かれた。女中、保母のような家庭内労働力に対しては、1959年の都市人民公社化で組織化され、統制下に入った。

農村では1956年にはほぼ合作社化が行われ、農民個々の労働力は合作社管理委員会の支配下に置かれるようになった。個人の出稼ぎ、他産業への転職は大幅に制限された。しかし、中央、地方の各級政府の統制下には入っていなかった。人民公社が組織され、同管理委員会に政府官吏が任命されるようになり、政府の労働力支配が一気に進むことになった。1958年3月、党中央の成都会議で採択された「地方工業を発展させる問題に関する見解」では、「県国営企業が募集する臨時工に対し、企業・人民公社・農民の3者が契約すること」と規定された。人民公社管理委員会が農民の公社外出稼ぎに対し、許可権をもつこととなった。

人民公社内においては、200～300戸の合作社範囲における労働力管理から2000～3000戸範囲の管理へと変った。人民公社レベルの事業が多くなればなるだけ、農民個人など20～30戸の生産隊の自主権は縮小した。1958年は、水利建設や鉄鋼生産に一時期各々ほぼ1億人前後が動員されたが、これ

を可能にした制度こそこの人民公社の末端農民に対する労働力支配権である。

当時の農民動員のための労働力支配の極限情況を示すものに山西省の全省労働力の軍事化組織がある⁽³⁾。これは、戦争や洪水防御に備えて、省党書記の号令一下で動員できる軍隊式組織である。当時の山西省の人口が1600万人、労働力はほぼ900万人。この900万人の政府統制が試みられた。規模が大きすぎて定着はしなかったが、その構想の真意が読みとれよう。

この大躍進期に発生した重要なことは、政府統制が都市から85%の人口を占める農村の農民にまで拡大されたということのみではない。農村婦人にも及んだことである。この時期、先に述べたように水利建設や鉄鋼生産運動に多大の男子農民が動員されたため、農業生産の労働力が極度に不足した。これを補うために農村家庭婦人が動員され、家庭からの労働力の解放が

第1表 婦人の社会労働への参加情況

	農村婦人の社会的労働への参加	公共食堂の発展	托児所の建設
1957	<ul style="list-style-type: none"> ○労働参加率60~80%（農繁期のみ） ○年間出勤日 166 日 ○総労働日の30%が婦人 	散発的にあり	600余万の幼児
1958	<ul style="list-style-type: none"> ○労働参加率；全婦人労働の90% 労働日数は過去の数倍から15, 16倍 ○参加率, 100 %近い ○農業生産労働の3分の1, 地方によっては50~60%が婦人の手で ○（農村, 都市で）5500万の婦人が新たに社会労働に参加 	90%の農家が参加	6000万余の幼児 農村の70%の幼児が入る
1959	<ul style="list-style-type: none"> ○年間出勤日 250 ○総労働日の40~45%が婦人 ○（農村）新たに2000万の婦人が社会労働に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○農村, 360万の食堂 ○70%の農家が参加 98.8%の省もある 	農村幼児の70%, 都市幼児の40%が托児所へ

（出所）小島麗逸『中国の経済と技術』勁草書房, 1975年, 157ページ。

行われた。その情況を第1表に掲げた。旧中国では、農村の主婦は家事労働に専念し、一般には野良には出なかった。農村の合作社化が行われるにつれて、野良に出るようになったが、1958年にはこれがいっきに進んだ。主婦が社会的労働に参加するには、家事労働（とりわけ、食事）と育児労働を社会化しなければならない。第1表からみると、農村婦人の解放が都市より先行したことがわかる。託児所の普及が農村の方が高い。1958年には5000万人、59年には2000万人の主婦が社会的労働に参加したという⁽⁴⁾。

こうして労働力人口の80%以上が政府の統制下に入ったことになる。1960年以後から70年代末までこの体制が維持された。

この統制力がいかに強力であったかは、その後の推移から論証できる。

1960年には大躍進政策はほぼ挫折したことは誰の眼にも明白となった。農業生産が59年から大減産となった。このため、重工業建設が支えきれなくなった。党は1959年「社会購買力を大々に縮小し、当面の経済情況を大衆に説明する緊急指示」を発し、この中で、都市労働力を800～1000万人減少させ、農村に帰すことが入っている。59年の都市労働力数は5275万人。しかし、実際に都市労働力が減少したのは61年、2年あとからである。61年には5171万人とほぼ100万人減少した。本格的に減少するのは62年で、4321万人となった。61年に比して850万の減少である。63年までに2000万人を農村に帰した。指示が出ながら、2～3年後にしか効果があらわれなかつたのは、それだけ抵抗が強かったことを意味しよう。すなわち、政府統制が弱かったと見る見方は可能である。しかし、筆者は逆に政府統制がきわめて強力であったという側面の方をみる。農村に送り帰された労働力は1957年から都市に出た人々があるが、一旦都市に就職すると農村に帰らないのが、すべての国、すべての民族に共通した近代化の大法則である。中国の農民とて例外ではない。これを説得と配給食糧を供給しないという行政用具で追いかえした。その数が実に2000万人である。いかに政府統制が強大であったかの側面をみた方がよい。

もうひとつの歴史的経験は1968年からの下放青年問題である。文化大革

命は1966年に始まるが、都市青少年を農村に送り、定着させる毛沢東の号令が出るのが68年である。このような労働力需給調整を行わねばならなかつたのは、都市における就業機会を十分に創出できなかつたこと、農業生産の停滞から都市人口を養う十分な食糧調整ができなかつたこと、さらに都市住宅建設資金が不足し、居住住宅を供給できなかつたことによる。1968年以降、1700万人の青少年が農村に入植した。これも、宣伝説得と行政命令で行われたものである。青少年は家庭をもっていない。しかも、説得宣伝を受け入れ易い。ある意味では、職業と居住の選択を行う際に最も抵抗が少ない層を政府統制で、生活水準の低い農村に送った。抵抗が少ない人間群に対する統制だから、それだけ政府統制力は弱いという解釈が成立するが、筆者は先の例と同様、統制力の強さの側面を強調したい。都市人の農村軽視感は日本の比ではない。そのような都市の親の抵抗を排除する力に着目した方がよい。

3. 政府統制の具体的方法

国営部門の政府統制は次のように方式が確立していた。都市戸籍者は各々の居住地で政府に労働力登録を行う。政府は各地域、各企業・事業単位に対し、毎年の労働力定員数を確定する。これを労働定額と呼ぶ。企業の場合、この労働力定員数はソ連の経験に立脚して作成し始めた。主に設備能力に基づいて、直接生産労働者の定員を決定し、管理人員を含めてその他要員を決める方法である。

一旦、決定された定員は指令性指標となり、企業側はこれを遵守しなければならない。政府は、その他に賃金総額の指令性指標を下達する。賃金総額が確定することによって、企業が従業員に対し、勝手な格付けを行うことができなくなる。第1次5ヵ年計画から1960年7月まではこの2つとも指令性指標であった。1960年8月から労働生産性指標がこれに代わったが、62年から再び賃金総額が復活。72年以降は再び労働生産性指標一本となつた。労

働生産性指標は、生産額のみならず生産量でも測られるために、理論上は従業員定員が決まつてくる。一旦、配分が決定され、就職するとすべての社会労働保険、住宅、公定価格の食糧配給が保障される。これは戸籍管理と食糧配給制度によって確固たるものになる。これだけ面倒をみてくれる代りに個人の職業選択と居住地選択の自由は皆無となる。

農村人民公社における労働力統制の最大の項目は、都市への流出を防ぎ、人民公社内で増大する労働力を吸収するよう編成することであった。人民解放軍に入隊するか、大学に入学する以外に居住を移すことは不可能なほど強力に統制された。都市の青年と農村の娘とが恋愛しても、都市への移動ができないため、結婚できないことが通例となつた。人民公社間の移動は、双方の党書記の承認がない限り、これも不可能であった。どの書記も、自分の人民公社内の労働力が増大しているので、受け入れ側が承認しないのが実情であった。ただし、結婚については、この統制はされなかつた模様である。

第2節 政府労働力統制を乱した諸情況

前項で説明したような強力な統制からすると、理論上は政府の計画どおりの労働力配分が可能なはずである。ところが、政府計画を乱す情況が何回か発生している。

1. 国営部門の歴史的経験

本来、政府が資金、労働力、土地、生産設備、中間財のすべてを統制する国営部門でさえ、計画をつき崩す事態がしばしば発生している。大きなものを紹介すると次のものがある。

第1回は1956年。この年は社会主义改造の高まりのなかで、経済過熱に陥った第1回目である。国営部門の労働力の新規増計画は55年比80余万人

と設定されたにもかかわらず、実際には220万人増大したという⁽⁵⁾。都市労働力は国営部門、集団所有、個人営と3者から構成される。今日の政府公表数字では、都市労働力は55年に比し、36.7%増の2977万人、前年より実数で815万人に増大している。国営部門が27%増の515万人、集団所有経済が218%増の300万人ふえた。集団経済の方は社会主義改造が行われ、前年640万人の個人営が16万人へとほとんどが集団経済に移行したので、その著増ぶりは理解できるが、国営部門の515万人増のメカニズムが理解できない。

第2の例は、1960年である。前述したとおり、1959年4月段階で800～1000万人の都市労働力を減少させるという方針が出ていたにもかかわらず、60年では国営部門で対前年比200万人増計画が作成され下達された。しかし、同年1～8月だけで344万人も急増したという⁽⁶⁾。

第3の例は文化大革命中、都市の青少年が1700万人農村に送られ、農村から都市への労働力流入は禁止されていたはずである。しかし、同期間中の10年間に、1300万人の農民が都市に流入し、都市戸籍を得たという⁽⁷⁾。臨時工についても、1958年規定によれば、企業と人民公社および農民との3者の同意契約によってしか、国営企業には就職できないはずである。臨時工でもぐり込み、のちに定員化するという方法もとれない規則になっていたにもかかわらず、年間平均130万人が流入したことになる。1967～76年の10年間、都市の国営部門は年率にして実に5.72%ずつ従業員が増大している。年平均293万人増である。これに対し、都市集団経済の方は年率3.67%の増、年間実数で平均55万増であった。統制の厳しいはずの国営部門の方がはるかに多くの雇用を実施していることが知られる。

第4例は1970、71年である。この時は‘小躍進’と俗称されているが、国営部門の雇用計画は2年間で500万人の定員増を計画した。しかし結果は1000万も増大した⁽⁸⁾。

以上の4回の歴史的経験はいずれも国営部門が厳しい統制を破っていることが知られる。形式上は厳しい統制、実質上はゆるやかな‘一種の労働力市場’が働いていたとみた方がよい。ただし、だからといって個人に職業と居

住選択の自由が生まれ始めたと考えるのは早計である。

2. 下放青年の都市帰還の衝撃波

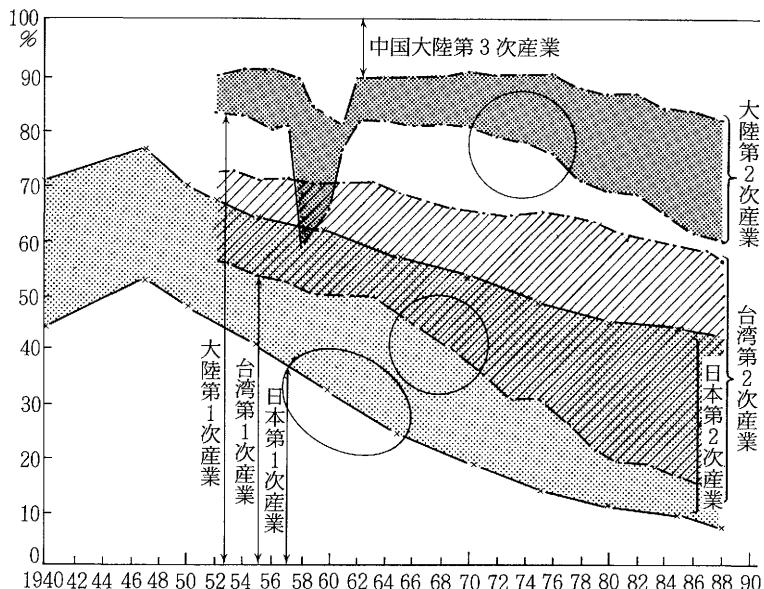
政府の全面的労働力統制制度を‘暴力的’に打ち破ったのが下放青年の都市への帰還である。1978, 79年に発生した。下放青年と農民と合わせると、流入者は2年間でほぼ2000万人に及ぶ。彼らを就業させる方法は、公社知識青年小組を政府部内に設置し、この機構が帰還流入者の配分を担当した。配分の方向は、国営部門内で親が退職し、年金生活に入り、子供が就職する方法、国営企業が企業内に集団所有形式の小企業を設立しここに吸収する方法(これを‘大集体’と呼んだ)、各種各形式の企業や商店を興し、ここに吸収する方法、既存のサービス業の中へ分配し押し込む方法、政府が日本の職業安定所に相当する労働服務公司を各都市につくり、暫定措置として技術訓練所に吸収したり、同公司自体が起業し一種の殖産所をつくって吸収する方法などがとられた。

しかし、ここでも重要な点は、公社知識青年小組が推薦し、労働省が統一配分を行うという方法がとられたことである⁽⁹⁾。個人の職業選択の自由は依然として認められなかった。それが可能なような労働力市場は存在していなかった。ただし、‘大集体’にしても、各種各様な小商店、小企業にしても、政府の労働が統制が弱い部門である。ここが拡大膨張することはそれだけ、都市で個人の職業選択がこの範囲において拡がることを意味する。このことを明確に示すものが、労働手帳の発行である。一種の身分証明書で、国営部門以外では個人がバラバラになってゆく情況を政府の管理下につなぎとめる方法と解釈できよう。

3. 農村の離農現象

1970年代の中国農村の労働力情況には巨大な変化が発生していたことが

第1図 産業構成別変化



(出所) 中国:『中国統計年鑑』1989年版, 105ページ。

日本:『数字でみる日本の百年』1986年, 56, 61ページ。『日本国勢
図会』各年版(いずれも国勢社)より作成。

台湾: Council for Economic Planning and Development,
Republic of China, *Taiwan Statistical Data Book*
1989, p16.

経済改革期に公表された統計数字によって確認できる。当時は部外者にはほとんどわからなかった現象である。第1図に、就業者比による産業構造を示した。図で、丸印をつけた部分に着目してほしい。第1次産業就業者比の低下速度は、1971年から78年の8年間きわめて急速であることがわかる。これは就業構成比の低下情勢であって、就業者数の低下ではないことをことわっておく。高度成長を経験した日本および台湾と比較した。具体的な構成比率の低下をみると第2表のとおりになっている。

日本の高度成長は1957, 58年頃から始った。最も成長が高かったのが60

第2表 就業者でみる第1次産業構成比の低下速度

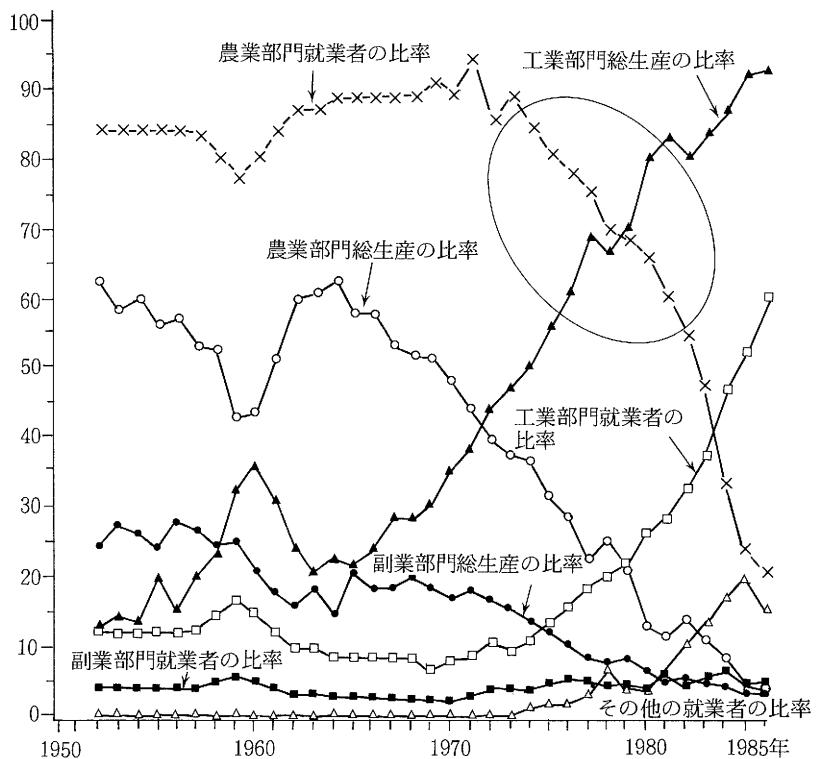
	第1次産業構成比	当該年	要した年限
日本	50%→40%	1949→55年	7年間
	40 →30	1956→63年	(8年)
	30 →20	1964→69年	6年
台湾	50%→40%	1961→68年	(8年)
	40 →30	1969→75年	7年
	30 →20	1976→79年	4年
中國大陸	80%→70%	1971→78年	(8年)
	70 →60	1979→87年	9年

(出所) 第1図に同じ。

年代後半である。第1次産業就業構成比が10%低下するのに高度成長初期は8年かかっている。最盛期の60年代後半は6年を要したのみであった。台湾の方は、高度成長が1963年頃から開始する。70年代が最高水準であった。高度成長初期に、就業構成比が10%低下するのに8年を要した。これと比較すると、中国大陸の方は80%台から70%への低落で、日本・台湾の50%から40%への低落ではないが、10%低下に8年を要したのみである。日本・台湾の高度成長初期なみの離農現象が発生していたことがわかる。さらに重要なことは、70%から60%へ低下する1980年代では9年を要している。1982年末に人民公社がほぼ解体し、1983年頃から農村から都市への流出と、農民内部の離農現象が著しくなったという認識が一般的である。ところが、1970年代の方がより急速な離農が進んでいたことが確認できる。

この点をミクロの1つの県内の情況を示す資料があるので、引用する。第2図は江蘇省無錫県の例である。当地は長江デルタ地帯の一部できわめて肥沃な農業地帯である。人口稠密地帯で1人当たりの耕地面積は人口増のために年々縮小して、中国全体でも人口土地比率が最も悪い地域であった。同図は県の就業構成比を示しているもので、県外への労働力移動などについては、1970年代はまだなかったと判断してよい。先の全国の傾向を示す第1図と同じ傾向——すなわち、1971年から農業就業者構成比が急速に低下して

第2図 江蘇省南部無錫県の就業構造の変化



(出所) 嚴善平「中国'蘇南地区'における農村労働力の就業構造」

(『アジア経済』第29巻第11号, 1988年11月), 49ページ。

いることが読みとれる。この地域は農村部の小都市・町の小企業が中国の中でも、1980年代最も発展しているので、全国の典型とみることはできない。80年代中葉には、高度成長国家なみの構成比に低下しているのはこのためである。ここでは、70年代のみに着目してほしい。仮に、湖南省、江西省、四川省のような内陸部から地域統計をとると、これほど急速ではないが、相似した傾向が読みとれると推測される。

このような離農は個人の意志で行われていたのか、人民公社管理委員会の

指令でなされていたのか、この点が農村労働力市場の形成を考える場合きわめて重要な点となろう。

第3節 80年代の新たな動き

これまで経過説明では、政府の労働力統制とこれを乱す要因との相互作用で、労働力の需給が決ってきたことを述べた。80年代は後者の力が強力になり、政府の労働力に対する全面統制が崩れる結果となった。本項ではこの点を紹介する。

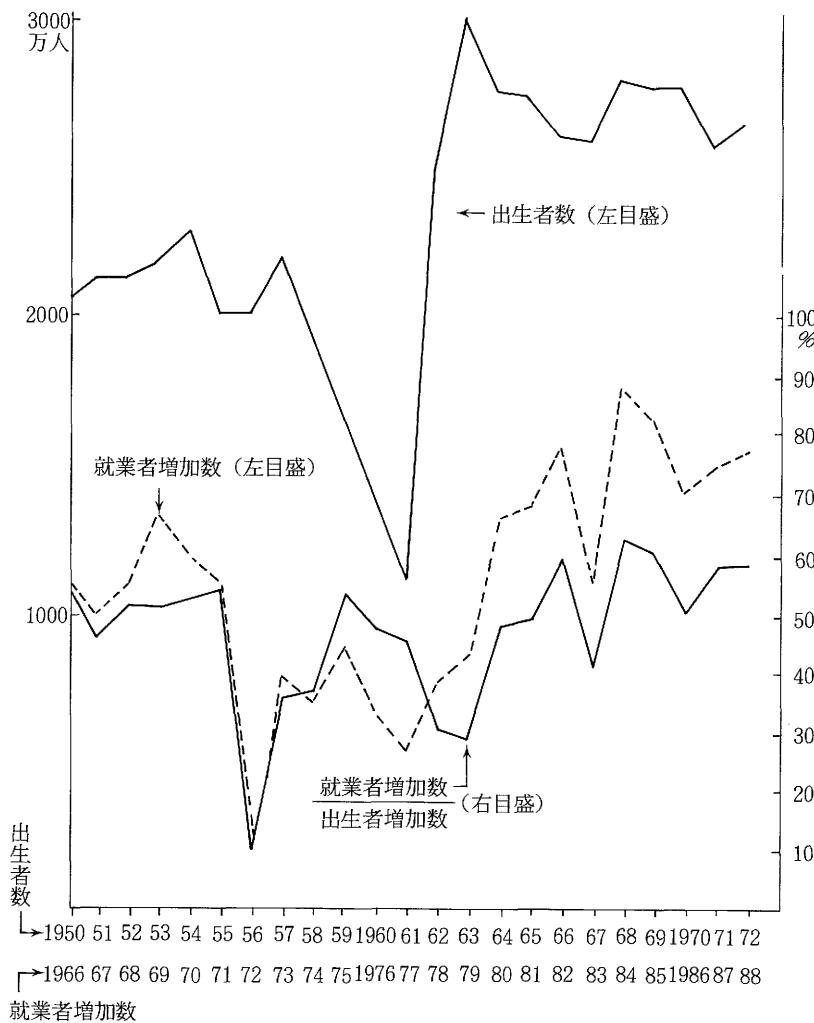
1. 1980年の労働就業会議と都市就業者の流動性

(1) 都市の状況

先に下放青年の都市帰還はそれまでの雇用制度を‘暴力的に’変えた最大要因など述べた。下放青年が帰還する前に、すでに都市では特に国営部門が冗員を抱えていたのみならず、大量の失業者が存在していた。ここに2000万人近い青年が帰還したのだから事態は想像を絶するほど深刻であったと思われる。

第3図は出生者数と新規の社会労働参加者増大量を示したものである。1980年前後の雇用情況を示すため、各年数別の都市・農村別の労働力化率を算出しようとしたが資料的に不可能であったから、代替的資料として、出生数とその年齢層が就職する16年後の新增就業者数との比率を算出した。労働不能者、進学者などを全く無視して出生者数をそのまま用いた。両者の比率を示す線は1972年から79年までおしなべて低い数字を示す。9年間平均で35%，1966年から71年は54%，1980年以後は、49%。1972年～79年は就業できた者の数は、その前後期と比較してきわめて低いことが知られる。この指標でとると、45～46%程度を重視していけば、社会不安を生むよう

第3図 出生者数と彼らが労働適齢人口になった年の就業者増加情況



(出所)『中国統計年鑑』1989年版, 87, 88, 101 ページより作成。

な失業者が発生しないことがわかる。1980年以後の例がそれである。

1972年～79年はあまりにも新規就業者が少なかったために、都市に失業者が堆積した。1978年の公式統計による都市失業率は5.3%，旧社会から継承した大量の失業者を大体吸収した57年が5.9%であった。中国政府の失業者の概念は求職者として政府に登録されていて、正業についていない者をいう。しかし、都市にのみ限定されている。5.3%といえば、ほぼ522万人に当る。

ここに1978，79年の2年間で2000万人が農村から押しよせたのである。想像を絶する情况であったと思われる。党中央はこの事態を解決するために1980年8月、全国労働会議を召集し、新しい採用方式を打ち出した⁽¹⁰⁾。これは三結合方式というもので、①労働省の紹介、②協同で企業を興す、③自分で探す。従来の方法は①のみであった。③は自分が居住する都市の範囲であり、かつ有利な職業ではないが、個人の職業選択の自由が発生したことを意味する。

(2) 正規従業員の流動化

現役就業者の流動化も、過剰就業下で発生している。流動化は2つあり、1つは副業に従事すること、2つめは転職である。前者は王善玲などによると1966年の文化大革命以前は一般に存在していたという⁽¹¹⁾。それが文化大革命中に副業従事は資本主義的なものとして断罪され、公開ではできなくなった。70年代にそれが徐々に回復し、80年上半期の一部省、直轄市の調査では都市就業者のほぼ5%が副業に従事していたという。上海市の7業種126単位で2.5%，成都、重慶で5%，黒竜江省は10%に及んだという。

副業の業種は手工業や修理業、生活一般の諸サービス業が主体であるという。また、科学者技術者、教員、医者、画家、翻訳者など特殊専門職が比較的に多い。

具体的な形式は、①企業が小企業を起こし、そこで原材料加工をさせる。その小企業での労働を、本務時間外で行わせる方法。また手工業的なものは、

本工の家にもって帰らせ、加工させる方法など、②国営農場で家族が種々な農産物加工を行い国営に納める方法。国営農場は1982年、83年頃から、一戸ごとの家庭請負制に転換したが、その前にこのような一種の農産物加工請負制が進行していた。国営農場と類似のものが僻地の国有林営林所や鉱山区で発生している。③単独または組合形式で積極的に各種の企業の下請加工や修理を行う副業。これは、都市に帰還した下放青年がつくった各種の小商店や組合企業と密接に関連しているものと思われる。④専門職の副業の形式は家庭教師や設計会社、外文出版などの個人への需要が多い。

以上の例は1958年に確立したすべての社会的労働力を政府主導で配分するという方法では解決しきれない労働力需給情況が存在し、それが年を逐うごとに増大していたことを示す。

転職については資料が少ない。1980年代前半の事情を説明する次のような指摘がある⁽¹²⁾。

「現在、少数の都市勤労者の不合理な流動がとりわけ、ごく僅かの業種、職種および一部の技能者について発生している。原因は多岐に及ぶが、主に雇用制度によって引起されたものではない」（傍点引用者）

ここでは現行の政府配分方法による雇用制度の故に、転職が発生しているのではないと認識している。つけ加えて、企業担当者の管理がよろしければ、合理的な労働力使用は可能であると述べている。

別の資料で⁽¹³⁾、1984年1月～87年6月1日までの全国大学・高等専門学校、大中型企业、研究所に在職する科学者・技術者の平均流通率がある。これによると、2.02%。3年半の期間で2.02%とはきわめて少ない。この資料の論者、傅文は、経済体制改革期に、副業に従事する都市勤労者は一般的になつたと述べている。にもかかわらず、適材適所を求めて人々が流動しないのは、全く現行の雇用制度によると指摘している。労働力市場を創設すれば、副業従事による弊害や不適材不適所現象は減少するはずと主張している。

この主張は、政府の労働省の先の見解——すなわち、転職、転職が不合理なものとする考え方とは真向から対立する。

以後、下放青年の都市帰還を契機に、都市に労働力市場を作り出す情況が各所で醸成された。

2. 農村内部の変化

(1) 人民公社の労働力配分方法の変化

人民公社の労働力配分には、人民公社内の配分、公社外近隣への出稼ぎ、公社から他省または都市への流出配分。人民公社内には当初から非農業部分が存在していた。その中で最も大きなものが水利建設と今日「鄉鎮企業」と呼称されている人民公社企業があった。当時は「社隊企業」と呼んでいた。これらの水利建設や社隊企業への動員はどのように行われていたか。

水利建設への動員は農閑期が主体で、農民労働力全体の義務動員がほとんどであった。したがって、出勤記載と賃金支払は一般の農作業と同様で、点数が記録され、年間の累積点数に対し、生産隊から支払われた。社隊企業へ出勤することになった者に対しては次のような賃金支払いの方法がとられるのが一般的であった。仮に生産隊 A、B とし、A 生産隊出身で、社隊企業で労働する者を a 氏、B 生産隊出身者を b 氏とする。この場合、a 氏は熟練工で勤続 5 年、b 氏は普通工で勤続 2 年とする。社隊企業の報酬の与え方は、この格付けに従って点数で行われる。a 氏は 1 日 12 点、b 氏は 10 点とする。年間の累積点数は a 氏の方が多い。社隊企業の売上げの賃金部分を従業員の総点数で除して単価が算出され、それを各従業員の累積点数に乗ずると、各個人の報酬額ができる。しかしこの報酬は社隊企業から a 氏、b 氏へは支払われない。各々出身の生産隊に支払われる。生産隊は農業生産収入とこの社隊企業からの収入を合算する。他方各個人へ配分するときは、農作業点数、水利建設他の点数、社隊企業からの点数などを合算し、これで配分総額を除して同生産隊の 1 点当たり単価がはじかれる。a 氏への報酬は、この単価と彼の社隊企業での総点数とを乗じたものとなる。これが出身生産隊から支払われる。したがって、仮に生産隊 A の 1 点当たりの単価が生産隊 B のそれより低い

場合、熟練工 a 氏の報酬の方が、普通工 b 氏の報酬より低いことも発生する。

これが各個への農村の分配平準化制度であった。a 氏の高い所得は出身生産隊全員にその一部が均霑されるメカニズムになっていた。従来の人民公社の所得水準研究では、人民公社内の個人所得は一般的に格差が少ない、しかし、人民公社間ではかなりの差が存在したことが知られている。公社間の個人収入の差は、それを平準化する制度がなかったからである。

そこで、次の解釈を仮説的に述べたい。社隊企業が次第に発展し、生産隊 A から a 氏の如き社隊企業での従業員が次第に多くなり、生産隊内で構成員の個人所得を平準化する制度が力関係から崩れたのではないかという点である。社隊企業の従業員は彼個人が直接そこから報酬を受けるようになったのではないかと推測される。こうなれば、我先にと社隊企業従業員になろうとする。第2図でみた無錫県のように社隊企業が最も発展しているところで僅か10余年で農業従事者が95%から20%近くに急減したのはこのためであるように思われる。すなわち、公社内での労働力統制が崩れ、高所得を求めての初步的な労働力市場が形成され始めたと思われる。ただし、郷営、町営企業に対しては、郷町政府が一定の影響を掌握していることは従来と同様である。

(2) 人民公社近隣への労働力移動

人民公社制度そのものは、1980年当初から変化し始め、3年後の1983年にはほぼ全国から姿を消した。公社の崩壊により最も大きな変化が発生したのが、従来の公社境界を越え、資金、技術、人間の移動が発生したことである。社隊企業とは、人民公社営と生産大隊営の2種類の企業を呼んでいた。1983年からこれを郷鎮企業と改称した。政府の末端機関としての郷と鎮(町)の役場が経営する企業である。ところが、人民公社の崩壊と共に、郷界、町界を越えて、何戸かの農民が組合組織で行う協同組合企業や個人営企業さらには従業員8名以上の私営企業が澎湃として発生した。ここではすでに個

人の自由なる職業選択による労働力市場がきわめて狭い地域の範囲で成立したことを示す。

(3) 省外あるいは都市への流動

第3表は省外に大量の労働力が出稼ぎに出赴いている情況を拾い集めたものである。江蘇省は1979年に126名省外に出たとあるので、早いところはこの頃から広域範囲で労働力が動くようになったと思われる。1982年末には人民公社がほぼ80%消滅するが、本格的移動は84年頃からであろう。

この流動の手配師は県または省政府が行っていることが重要である。個人の流動はこの頃はまだ少ない。個人流動が多くなるのは1986、87年頃からである。地方政府が労働力手配師となって他省や海外に出稼ぎを売り込んだ。すなわち、人民公社近隣範囲や小都市・町への就職の移動は個人の自由が働き始めたが、1983、84年段階、他省、他県への出稼ぎは政府の一定の統制があった。しかし、これも1987、88年頃には、統制が効かなくなるほど流動人

第3表 1984年の農村の労働力移動の例

省名	年次	内 容	出 所
江蘇省	1984	省外へ建設労働者出稼ぎ20万人、省内40万人 (1979年初めて省外へ126名)	企報 85.4.6
河南省	1983	省内外100万人、うち省外へ20万人	人日 84.4.3
河北省	1984	50万人が北京・天津へ建設業に従事	人日 85.4.17
河南省	1984	省外(21省市)へ21万人	企報 85.4.13
浙江省	1984	170万の農民が第3次産業へ	企報 85.3.30
広西省	1984	30余万の農民がサービス・建設業へ	企報 85.4.3
山西省	1984	26万人が第3次産業へ	山西日報84.12.18
江蘇省	1983	農民の他産業への転化、無錫県36%、江陰県30%、沙洲県46%	北京週報84.35号

(出所) 人日→『人民日報』、企報→『中国郷鎮企業報』。

口が増大した。

3. 経済特区の契約制

国営企業の雇用制度をかえる労働契約制が経済特区の深圳から始まった。雇用主と被雇用者が雇用条件について契約を行うという画期的な制度である。これは深圳へ投資を行う外国資本側から提起され、中国側が妥協した方法である。

周知のとおり、1979年から外国の直接投資を受け入れることとなり、深圳などを経済特別区とし、国内法の適用外地域とした。外国企業にとって障害のひとつになったのが企業主の雇用権および賃金支払い方法である。合弁会社が労働者を雇用する際、政府労働行政機関が一方的に配分してくる方法がとられた。また、賃金支払いにおいても、合弁企業者側が従業員に直接支払うのではなく、政府の労働担当官に支払い、政府行政機関が一定基準で支給するという方法であった。雇用方法も賃金支給方法も、先に紹介した人民公社内の社隊企業に就職した従業員に対する方法と同類のやり方であった。雇用方法は全く国営企業と同じであった。合弁企業に要求される賃金は香港の賃金水準を基準に決定され、国内賃金水準と無関係にあった。政府は合弁企業から香港の賃金水準を基準とした賃金部分を取得しながら、従業員には国営企業の賃金水準を20～50%上回る賃金を支給し、その差額は政府収入とする一種のピンハネ方式を主張した。

これらの方針に対し、外資側はきわめて強い抵抗を示した。雇用権については良質な労働力を雇用できないこと、賃金支給面では、香港水準は高すぎ、合弁のメリットが少ないと、また、個々の従業員に経営者が直接給与を支払わないと、従業員管理が難しいことなどである。

中国政府はこの主張に一部妥協し、1980年7月「中外合弁企業の労働管理規定」を公布した。同規定の第2条は次のようにになっている。

「合弁企業従業員の雇用、解雇、中途退職、賃金と獎罰、勤務時間休暇な

どの労働条件、労働保険などの社会保障、労働規律などは労働契約を通して規定すること。労働契約は合弁企業と当該企業の労働組合とが団体として行うこと。規模が小さい合弁企業は従業員が個別で契約してよい。締結された契約は、省・自治区・直轄市人民政府労働管理部分の認可が必要である。」

第3条 合弁企業の従業員は、企業所在地の企業主管省庁、労働行政部門が推薦したものであろうと、労働行政部門が同意した者で合弁企業が自ら募集した者であろうと、合弁企業は入社試験で選抜し、採用しなければならない。」

採用にあたって、契約制を導入したことと、選抜方式をとったということは、従来の労働雇用慣行からいうと画期的な変化である。とりわけ、解雇を契約対象項目にしている点、企業に選択権を与えたことは、きわめて重要である。終身雇用制と労働行政機関の採用に対する一方的押しつけを打破する道を開いたものである。

特に、解雇および中途退職問題は中国語で「能進不能出」雇用制度といわれるもので、1950年代初期に国営部門にすでに導入された。停年以前の解雇や中途退職を認めないため、国営部門の雇用制度はきわめて硬直的になっていた。また、冗員を抱え込む原因であった。1950年代中期からこの制度を改める提案は何回かなされてきた。たとえば⁽¹⁴⁾、1957年1月、ソ連視察団長宋平の報告、1957年4月、労働大臣馬文端の「労働力分配に関する問題」、1958年6月の党中央の四川省党委員会報告に対する承認。四川省党委員会報告は、仕事があってもなくても中途退職や転業を認めない制度を改めることと、短期の契約工制を導入せよという内容である。しかし、これらの試みは常に批判され、実現してこなかった。

このような過去の経緯を考慮するとき、合弁企業労働力管理規定は、既存の完全雇用制をつきくずす堤防にあけられた小穴といえよう。

合弁企業の雇用制度は1986年さらに大幅に企業側の自主権が認められた。労働省は「外国投資企業の雇用自主権と従業員の賃金、保険、福祉費に関する

る規定」を公布し⁽¹⁵⁾、外国企業に次のことを認めた。企業所在地の労働人事行政機関の助言のもとに、企業に新しい部署を設置し、定員を決定し、従業員の募集ができる。さらに、技能訓練を行っても合格しない者、および生産技術条件の変化で余った冗員を解雇することができる。政府の助言が入っているものの、1980年規定と比較すると企業の力が一層大きくなつたことが知られる。また、冗員の解雇がうたわれている。

これにともない、個人の職業選択権が大幅に伸びた。この頃になると、香港の雇用形式なみでよい労働条件を求めて隣の会社に転職するなどの例は一般的になった。

第4節 86年規定と多層な労働力市場——結語にかえて

1. 国営企業の契約工制

1983年広東省政府は、1980年深圳で始まった労働雇用制度を省内国営企業で全面的に普及させることを決定した⁽¹⁶⁾。省長の葉選平は次のようにその普及過程を述べている。

「1983年省政府は全省で新たに募集する就業者にこの制度を全面的に普及することを決定した。この何年間か、経済特区から内地へ、合弁企業や外国との合作企業、100% 外国資本企業から国営企業へ、国営部門から集団所有へとこの制度が普及発展していく過程で、契約工の数は大いに発展した。1983年6月、全省で4000名であったのが、本年（1986年）6月にすでに37万6500人になった」

ここで重要なことは広東省の場合経済特区の試みが省内に普及したと述べている点である。外国すなわち資本主義企業の圧力で採用された制度が内地に普及し始めたのである。1986年前半全国の契約工は350万といわれているから、広東省はその10%以上を占めていることになる。開放が最も進んだ広

東省の普及が最も早いことが知られる。

このような試行期間を経て、政府は1986年7月、全国の国営部門の雇用制度を全面的に契約制にすることを決定した。そのための労働4法が公布された。第1法は、「国営企業が労働契約制を実行する暫行規定」、第2法は「国営企業の労働者募集の暫行規定」、第3法は「国営企業が規律違反従業員を解雇する暫行規定」、第4法は「国営企業の従業員失業保険暫行規定」である。要点は次のとおりである。

第1. 国営企業に限定されていること、政府、団体、事業体が包摂されていない。

第2. 「工人」(労働者)に限定されていること。「職工」は管理職と労働者の双方を指すが、現場労働者のみを対象にしている。

第3. 1986年10月1日から新たに雇用される労働者全員に対し、5年以上の長期、1~5年までの短期の雇用契約を結ぶ。1年以内の臨時工についても契約を締結する。すなわち、全員を契約工にし、終身雇用制を廃止した。このため、1986年9月30日以前に入社した者は、従来の終身雇用と労働保険、社会福祉を享受できる。同じ職場に、同じ仕事を行う2種類の労働者が働くことになった。

第4. 第2法で企業に雇用権を与えた。ただし、企業所在地の政府の指導の下で行う。

第5. 第3法で企業に解雇権を与えた。

第6. 労働保険、社会福祉は従来の正式工と同一水準に保つよう配慮する。しかし、企業保険から社会保険に移す。

法律上は形式的にみれば、現在の日本の雇用制よりはるかにアメリカ的雇用制に近づいたように思われる。雇用に際し、企業と個人とがどれだけの自由度をもって対峙できるかは、第1法の第4条で条件づけられている「企業は契約工採用にあたり、企業所在地の政府労働行政機関の指導の下で、公募の公開……」という条項の実態であろう。労働行政機関の指導とはどのような内容を指すかによって、旧雇用制度との乖離度がはかれよう。企業公募の

労働者母集団を政府が選んだ上で企業が選抜するのか、政府は労働者供給の情報提供だけに活動を限定するのか、それとも上記の規定は名目だけであって、実質は統一配分と同じなのか。これらの点は実態がつかめない。

にもかかわらず、国営企業でも労働力市場は現場労働者の段階まで、法的には整備されたといえるのではないか。実態が伴うようになるには、種々な要因が関連をもつであろう。コネ社会を支える人間行動や権力者の行動、労働力需給関係など重要な要因は考えられる。

2. 多層な労働力市場

1980年代の10年間に変化し、今日存在する雇用の形態を、1958年以後の全面的政府統一配分方式を一方の極とし、個人が職業と居住の選択権を行使できる情況を他方の極として、どのように描けるか。

(1)都市農村の労働力移動の壁。これは1983年から移動そのものに関しては壁が崩壊したといってよい。とりわけ、1988年以降、政府は統制する力を失ったように思える。1989年3月6日、國務院は農村から都市へ流出する農民を規制する通達を出したが、都市へ仕事を求めて流入する農民はむしろ多くなっている。1982年～87年の5年間の人口移動はほぼ3000万人⁽¹⁷⁾。このうち、労働力の休職・転職で移動したのがほぼ39%の1170万人であった。1989年3月では5000万が都市に流入しているという推計がある。

この部分の労働力はほぼ政府統制から完全に自由である。ただし、職業選択の自由は著しく制限されている。都市では国営部門には入れないからである。雑業、土建労働者、運輸労働、行商などの社会的に恵まれていない職種の範囲でのみ職業選択の自由がある。ただし、これも、政府が農村へ送り返す行政力を回復したときには自由ではありえなくなる。

(2)都市の個人営業、都市戸籍者の個人営業者への参入は、最も自由度が高い。

(3)都市戸籍者の国営部門、集団所有部門のブルーカラーはすでに述べたよ

うに法的にも自由な労働市場が成立しているはずである。しかし、少しづつ自由度は拡大していようが実態は政府の統一配分時代と大きな変化はないと思われる。

(4)都市国営部門の幹部、企業の管理職、企業長などの公募制などが試みられてはいるが、基本的に実質的に1958年以後の政府の全面的な労働力統制が効いている。

(5)農村の町村営企業労働者。ここへの参入は町村役場幹部（権力者）の恣意性がかなり強く働いていると想像される。参入については資本主義社会で労働力不足経済における個人の職業選択の自由度とは縁遠いものと思われる。権力者は農村の市町村の方がしばしば都市の政府より権力的であるからである。また、労働力の需給関係からして農民の参入への需要がきわめて大きいので、権力者は恣意的な権力操作が可能である。ただし、農民が嫌がる水利建設のような部門へ行政命令で仕事させることは、もはやほとんど不可能になった。農村権力者が労働力統制を行いうる範囲は農民の就業需要が強い部門に限られる。

農村の個人営や新型組合の自由な労働力市場はごく限られた小地域内ごとに成立している。また、農業労働力需給についてはほぼ自由な労働力市場で調節されるようになった。

(6)外国資本導入部門。一般工員については香港なみの自由なる労働市場が成立している。

1958年に成立した政府の完全なる労働力統制は、主に経済特区と農村および都市の失業者問題のところから崩壊が始まった。特に、経済特区と農村から始まった労働力市場化が最も統制が厳しかった国営部門の雇用形態をえていったといえよう。

[注]

(1) 「中共中央關於經濟体制改革的決定」(『新華月報』1984年10号), 19ページ。

(2) この項は、賀天中「労働力管理体制沿革」(国家労働党局政策研究室資料組編

- 『労働問題研究資料』労働出版社、1981年)に負うところが多い。
- (3) 「山西建立－支工農兵相結合の労働大軍」(『新華半月刊』1958年、17号)、76ページ。
 - (4) 賀天中論文、前掲、20ページ。
 - (5) 同上、21ページ。
 - (6) 同上、21ページ。
 - (7) 劉慶唐主編『労働就業概論』労働人事出版社、1986年、83ページ。
 - (8) 賀天中論文、前掲、26ページ。
 - (9) 同上、28ページ。
 - (10) 「中共中央在北京召開全國労働就業工作會議」(『人民日報』1980年8月13日)。
 - (11) 王善玲、奚中生「怎樣看待職工業余參加労働獲取收入の問題」(国家労働党局政策研究室資料組編、前掲書)、252ページ。
 - (12) 『中国労働人事報』編輯部「關於實行労働合同制的幾個認識問題」(『新華月報』1986年8号)、35ページ。
 - (13) 傅文「探討労働就業改革中的第二職業現象」(『光明日報』1988年1月6日)。
 - (14) 賀天中論文、前掲、21ページ。
 - (15) 「労働人事部頒發關於外商投資企業用人自主權和職工工資、保險福利費用規定」(『人民日報』1986年11月27日)。
 - (16) 叶選平「認真搞好労働合同制的配套改革」(『新華月報』1986年8号)、36ページ。
 - (17) 『中国1987年1%人口抽樣資料』